

兵庫県公報

平成24年 1月24日 火曜日 第 2356 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 神戸市の区域内における町及び字の区域変更（市町振興課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 西脇市の区域内における字の区域変更（同）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 土地改良事業の計画変更認可（同）	5
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	5
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	5
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 保安林の指定（同）	7
○ 保安林の指定の予定通知（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	10
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路企画課）	10
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 港湾法第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分（港湾課）	11
○ 阪神間都市計画緑地事業の事業計画の変更認可（公園緑地課）	12
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する知事が定める日（住宅管理課）	12
○ 道路の位置指定（建築指導課）	12
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	13
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	15
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（阪神北県民局）	15
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	16
○ 入札公告（県立大学）	16
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	20
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	22

告 示

兵庫県告示第52号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成24年2月10日からその効力を生ずるものとする。

平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
多井畑	東山ノ上	11の25	横尾9丁目
上記のほか、変更前の区域に介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。			

備考 地番は、平成22年11月1日現在の地番である。



兵庫県告示第53号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成24年2月10日からその効力を生ずるものとする。

平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
櫛谷町長谷	内田川	389の4から389の6まで 406の35	竹の台1丁目
	竹谷口	472 472の1から472の4まで 473の1 473の3 473の5 473の7 474の1 474の3 475の1 475の2 486の1から486の16まで 487の1 487の4	
	西山畑	515の4	
櫛谷町栃木	アサノ谷	319の5 319の10から319の12まで	竹の台3丁目
	地藏谷	898 899	
	堂ノ前	267 271の1 271の2 312 313の1 313の2	
	西山	509の1 509の2 509の12 509の69 509の71から509の74まで 509の84	
櫛谷町長谷	竹谷口	472の5 472の6 473の2 473の4 473の6 474の2	
	西山畑	515の1 516 517の1から517の4まで 517の6から517の8まで 517の10から517の20まで 520の1 520の2 521	
上記のほか、変更前の区域に介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。			

備考 地番は、平成22年5月31日現在の地番である。



兵庫県告示第54号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成24年2月10日からその効力を生ずるものとする。

平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町

櫛谷町栃木	アサノ谷	319の1から319の3まで 319の6から319の9まで	櫛野台1丁目
	櫛木谷	774の4 774の19 782の1から782の3まで	
	狐谷	714の5から714の10まで 714の24 714の77 714の81 714の84 714の85	
	狐塚	566の1 566の10から566の13まで 566の26から566の30まで	
	小谷	477 477の1 477の2 478 508	
	勝負谷	323の1 323の2 324から326まで	
	西ヶ市	563	
櫛谷町菅野	西山	509の15 509の17 509の18 509の27 509の29 509の32 509の38から509の41まで 509の47 509の48 509の63 509の75から509の83まで	櫛野台2丁目
	北山	624 625の1から625の4まで	
	菅野谷	757の5 757の15 757の16 757の31 766の1から766の3まで 767の1から767の4まで 769の1から769の5まで 776の2 777の1 777の5 778の1から778の5まで 779 780の1から780の3まで 781の1	
	野手	614 615の1 616 619の7 620の1 620の2 621の1から621の4まで 622 623の1 623の3	
櫛谷町栃木	狐谷	714の23 714の75 714の78 714の87	

上記のほか、変更前の区域に介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成22年5月31日現在の地番である。



兵庫県告示第55号

西脇市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、西脇市長から届出があった。

平成24年1月24日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
上比延町	下掛リ	1327の1から1327の3まで 1327の19 1327の34 1327の35 1337の1 1338	上比延町	中 通 り
	野 滝	1344の8 1344の25		

備考 地番は、平成23年11月18日現在の地番である。



兵庫県告示第56号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年1月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大日川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	田 村 定 己	南あわじ市北阿万筒井418番地 2 の 1

2 田原東部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	長 澤 茂 太	神崎郡福崎町東田原92番地
同	長 澤 昇	同 郡同 町東田原75番地
同	三 輪 貞 幸	同 郡同 町東田原1276番地
同	佐 伯 勝 也	同 郡同 町東田原1152番地
同	吉 識 正 芳	同 郡同 町大貫2389番地 1 , 2390番地合併
同	吉 識 泰 輝	同 郡同 町大貫2473番地
同	柳 田 英 文	同 郡同 町東田原1814番地
同	福 永 繁 一	同 郡同 町東田原1622番地 2
同	安 井 淳 昌	同 郡同 町東田原2302番地
同	藤 川 幸 雄	同 郡同 町西田原307番地 1
同	繁 内 幹 夫	同 郡同 町西田原150番地 2
同	近 藤 博	同 郡同 町西田原725番地
同	佐 野 勝	同 郡同 町西田原697番地 5
同	嶋 田 正 義	同 郡同 町八千種2471番地
監 事	長 澤 正 義	同 郡同 町東田原53番地
同	福 永 正 之	同 郡同 町東田原1657番地 4
同	井 奥 新 二 郎	同 郡同 町西田原292番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	長 澤 茂 太	神崎郡福崎町東田原92番地
同	長 澤 昇	同 郡同 町東田原75番地
同	三 輪 貞 幸	同 郡同 町東田原1276番地
同	佐 伯 勝 也	同 郡同 町東田原1152番地
同	吉 識 正 芳	同 郡同 町大貫2389番地 1 , 2390番地合併
同	吉 識 泰 輝	同 郡同 町大貫2473番地
同	多 田 道 一	同 郡同 町東田原1804番地 1
同	福 永 繁 一	同 郡同 町東田原1622番地 2
同	安 井 淳 昌	同 郡同 町東田原2302番地
同	藤 川 幸 雄	同 郡同 町西田原307番地 1
同	繁 内 幹 夫	同 郡同 町西田原150番地 2
同	近 藤 博	同 郡同 町西田原725番地
同	佐 野 勝	同 郡同 町西田原697番地 5
同	藤 後 正 和	同 郡同 町高岡1111番地15
監 事	長 澤 正 義	同 郡同 町東田原53番地
同	福 永 正 之	同 郡同 町東田原1657番地 4
同	井 奥 新 二 郎	同 郡同 町西田原292番地



兵庫県告示第57号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
八千種土地改良区	平成24年 1月10日



兵庫県告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
山東町土地改良区	土地改良区単独 土地改良事業（非補助）	磯部金浦地区	平成24年 1月 5日



兵庫県告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業）青木地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めにより、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成24年 1月24日から同年 2月13日まで
- 3 縦覧の場所
宍粟市役所



兵庫県告示第60号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	

室津区域	総トン数10トン未満かつ35馬力又は110キロワット以下の漁船により船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業	平成24年 1月 6 日
------	--	--------------



兵庫県告示第61号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市千種町下河野字戌ヶ谷242、242の1、244の1、244の3、244の4、244の6、248から250まで、250の1、251から254まで、259から261まで、263、264、264の1、264の2、265、266の2、266の5から266の12まで、266の14、266の15、266の20、267、268の1、268の2、269、269の1、270から272まで、字竹ノ内241の10、241の11

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字戌ヶ谷242、242の1、244の1・244の6・266の10・266の12・266の20・268の2・271・272（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、244の3、244の4、字竹ノ内241の10・241の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第62号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

佐用郡佐用町下秋里字長野谷512の104、512の111

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長野谷512の111（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第63号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
淡路市野島江崎字小磯876の1、876の2、877、879の1、880の1、字兵夫谷30
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第64号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
養父市大屋町和田字古屋68の9、68の17、68の21、68の28、68の30、68の31、87の36、87の37、字森ノ本89、89の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第65号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市田路字榎谷125の8
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第66号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年1月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町百千家満字青木306の1、306の2、306の4から306の10まで、306の15
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字青木306の7・306の8・306の15（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第67号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年1月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
養父市上箇字須賀谷28・31・57・58の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）29、30、32から41まで、42の1、42の2、43から46まで、47の1、47の2、48から53まで、54の1、55
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第68号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年1月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市和田山町和田字和田谷山9から11まで、12の1から12の7まで、13から15まで、15の1、16から19まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇和田谷山9・19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第69号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年1月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市八代字寺ノ奥61、字寺526から528まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字寺ノ奥61・字寺526・527（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第70号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町西深字小田376の1、字岡常431、432の4、432の24
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第71号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量 52点）
- 2 作業期間
平成23年10月11日から平成24年1月10日まで
- 3 作業地域
尼崎市武庫町地区



兵庫県告示第72号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

その関係図書は、平成24年1月24日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路企画課において一般の縦覧に供する。

平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	路 線 名	区 間	指定の部分	備考
主要地方道	坂越御崎加里屋線	赤穂市加里屋字中州3279番7から 同 市加里屋中州6丁目37番1まで	上下線	



兵庫県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年1月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年1月24日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 白浜姫路停車場線	姫路市北原字宮西1151番1から 同 市北原字宮西1151番10まで	旧	7.0から 7.0まで	32.0	
		新	7.0から 9.0まで	32.0	



兵庫県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年1月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年1月24日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 9 号	佐用郡佐用町真盛字下モ田408番1から 同 郡同 町早瀬字オケ鼻909番まで	旧	9.0から 14.0まで	205.0	
		新	9.0から 14.0まで	205.0	
			10.0から 19.0まで	212.0	



兵庫県告示第75号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年1月24日

東播磨港湾管理者 兵庫県
代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 行うべき措置の内容

重要港湾東播磨港に係る放置等の行為を禁止する区域（平成18年兵庫県告示第958号により指定した区域）内にある別表に掲げる船舶の撤去

2 港湾管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成24年2月24日までに当該措置を行わないときは、港湾管理者又はその命じた者若しくは委託した者が、当該措置を行う。

別表 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

整理番号	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船舶の種類
1	260-11247 兵庫	帆船
2	260-20191 兵庫	汽船
3	260-31704 兵庫	汽船

※整理番号は、東播磨県民局が整理の必要上付した番号である。



兵庫県告示第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
芦屋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画緑地事業
9号 南緑地
- 3 事業施行期間
変更前 平成19年 2月16日から平成24年 3月31日まで
変更後 平成19年 2月16日から平成26年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第77号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）附則第14項に規定する知事が定める日は、同項に掲げる駐車場のうち次に掲げるものにあつては、平成24年 1月31日とする。

平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	位置
明石林崎第2鉄筋住宅駐車場	明石市林崎町3丁目
加古川船頭高層住宅駐車場	加古川市米田町船頭



兵庫県告示第78号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23西播位置 0007号	24. 1. 11	揖保郡太子町東保字木森367番1の一部、367番2の一部、368番の一部、369番の一部	6.00	26.00

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
農業	A7300	平成24年 3月31日	洲本市	淡路県民局	平成24年 1月 5日



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
33	神戸市中央区山本通四丁目172番ほか	1,766.69	宅 地
34	神戸市長田区雲雀ヶ丘三丁目63番、64番	2,795.68	宅 地
35	神戸市長田区雲雀ヶ丘三丁目65番、66番	2,783.23	宅 地
36	豊岡市九日市上町字サクラ653番 1	4,681.04	学校用地
37	豊岡市九日市上町字サクラ653番 9	746.36	学校用地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支

- 配人その他の使用人として使用した者
- (8) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
- (2) 配布期間及び申込期間
平成24年1月24日（火）から同年2月24日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 内覧の実施（物件番号33、34、35、36及び37）
- (1) 場所
物件所在地（現地）
- (2) 日時
平成24年2月16日（木）午前10時から
内覧の参加には事前申込が必要。内覧の申込みは平成24年2月14日（火）まで
- 6 入札の場所及び日時
- (1) 物件番号33、34及び35
- ア 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- イ 日時
平成24年2月28日（火）午前10時から
- (2) 物件番号36及び37
- ア 場所
豊岡市幸町7番11号
豊岡総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- イ 日時
平成24年3月1日（木）午後1時から
- 7 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 8 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

- 9 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町南田原字川田2917番1の一部、2918番の一部、2919番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神崎郡福崎町南田原2919番地1
松 岡 正 夫
- 3 許可年月日及び許可番号
平成23年10月14日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-1号（23福崎）



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年1月24日

阪神北県民局長 森 哲 男

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 西友多田店
所在地 川西市緑台五丁目1-108
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 合同会社西友
代表者の氏名 スティーブン・ヘイズ・デイカス
住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 合同会社西友
代表者の氏名 野 田 亨
住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号
 - イ 変更後
名称 合同会社西友
代表者の氏名 スティーブン・ヘイズ・デイカス
住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 合同会社西友
代表者の氏名 野 田 亨

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

イ 変更後

名称 合同会社西友

代表者の氏名 スティーブン・ヘイズ・デイカス

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年12月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年1月24日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年5月25日

(2) 提出先

阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

〒665-8567 宝塚市旭町2丁目4番15号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年1月24日

阪神北県民局長 森 哲 男

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモスすずかけ台店

所在地 三田市すずかけ台一丁目13番ほか

2 同法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要

店舗付近の道路が小学校及び中学校の通学路となっていることに留意し、通学時間帯には、駐車場の自動車の出入口等における安全対策を徹底すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年1月24日から1月間



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年1月24日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

クライオウルトラマイクローム 一式

(2) 調達物品の仕様等

契約担当者が入札説明書及び仕様書等で指定する仕様等を有すること。

- (3) 納入期限
平成24年3月30日（金）
 - (4) 納入場所
兵庫県立大学播磨光都キャンパス研究棟 赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 申込書・入札書の提出等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒678-1297 赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号
兵庫県立大学播磨光都キャンパス事務部総務課 担当 山本
電話（0791）58-0101
 - (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成24年1月24日（火）から同月31日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 入札・開札の日時及び場所
平成24年2月10日（金）午前11時00分
兵庫県立大学播磨光都キャンパス本部棟2階 会議室
 - (4) 入札書の提出期限
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年2月9日（木）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年2月8日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
 - (4) 入札者に求められる事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で要求する書類を平成24年1月31日（火）午後5時（正午から午後1時までを除く。）までに上記3(1)の場所に提出すること。

積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒678-1297 赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号
兵庫県立大学播磨光都キャンパス事務部総務課 担当 山本
電話 (0791) 58-0101
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成24年1月24日（火）から同月31日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成24年2月10日（金）午前11時20分
兵庫県立大学播磨光都キャンパス本部棟2階 会議室
- (4) 入札書の提出期限
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年2月9日（木）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年2月8日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で要求する書類を平成24年1月31日（火）午後5時（正午から午後1時までを除く。）までに上記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (i) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効
- 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
- 入札説明書及び仕様書等で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

~~~~~

### 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年1月24日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

#### 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
タンパク質反応機構解析システム 一式
- (2) 調達物品の仕様等  
契約担当者が入札説明書及び仕様書等で指定する仕様等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成24年3月30日（金）
- (4) 納入場所  
兵庫県立大学播磨光都キャンパス本部棟 赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調

達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒678-1297 赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号

兵庫県立大学播磨光都キャンパス事務部総務課 担当 山本

電話 (0791) 58-0101

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成24年1月24日（火）から同月31日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成24年2月10日（金）午前11時40分

兵庫県立大学播磨光都キャンパス本部棟2階 会議室

- (4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年2月9日（木）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年2月8日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で要求する書類を平成24年1月31日（火）午後5時（正午から午後1時までを除く。）までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(f) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び仕様書等で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 公 安 委 員 会 告 示

### 兵庫県公安委員会告示第23号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年1月24日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成24年3月5日（月）から同月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

平成24年3月8日（木）から同月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、3月12日（月）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成24年1月30日(月)から同年2月10日(金)までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(8) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(10) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(11) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(8) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(10) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(11) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

## 9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

## 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
社団法人兵庫県警備業協会

## 11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線 3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166